

令和 8 年度 第 8 次鹿児島県医療計画(圏域編)「施策の方向性」(5 疾病) 南薩保健医療圏

「施策の方向性」(現行)		現状分析		「施策の方向性」(案)	
5疾病	番号	現行	令和7年度の取組内容	令和7年度の実績	修正理由 及び 中間見直しにかかる素案
がん		がん対策については、県がん対策推進計画に基づき、総合的かつ計画的に推進します。			
	1	喫煙(受動喫煙を含む)、過剰な飲酒、低身体活動、野菜・果物の摂取不足等のがんのリスクを高める要因とされる生活習慣の改善に向けた普及啓発を行います。	・生活習慣病予防の取組として各市が行うイベント等の場を活用し野菜摂取促進の普及啓発活動を管内各市で実施した。 ・健康かごしま21南薩地域推進協議会を開催し、各関係機関へ県及び管内のがん死亡率や市が実施しているがん健診受診率等の情報を提供した。また、健診受診者の喫煙状況や飲酒、運動の実施状況等についても情報を提供した。 ・10月のピンクリボン月間には乳がんの早期発見・早期治療の重要性を普及啓発した。 ・職場の健康づくり賛同事業所へ必要時、がんに関する研修会等について情報提供した。 ・「たばこの煙のないお店」の登録拡大など、受動喫煙防止に向けた働きかけを行うとともに、禁煙対策の推進に取り組んだ。	・野菜摂取350g等の普及啓発活動 ①4市のスーパー(各1か所)での啓発活動 令和7年9月6日、7日 725名 ②各市のイベント等での啓発活動 令和7年10月11日、11月22日、23日 528名 ・ピンクリボン月間(10月1日～31日) 加世田保健所窓口にポスター掲示・ツリー設置、公用車にピンクリボンマグネット貼付 ・職場の健康づくり賛同事業所へ、働く世代に向けたがんに関するセミナーの案内(9月17日、67事業所) ・喫煙 健康かごしま21通信を通して、受動喫煙のリスクや防止対策、「たばこの煙のないお店」の事業周知を行った。	喫煙(受動喫煙を含む)、過剰な飲酒、低身体活動、野菜・果物の摂取不足等のがんのリスクを高める要因とされる生活習慣の改善に向けた普及啓発を行います。
	2	がんに関連するウイルス対策等について、肝炎ウイルス検査や子宮頸がん予防(HPV)ワクチンの普及啓発等の感染予防対策に引き続き取り組みます。	・随時、肝炎検査の依頼があった際には対応した。また、「肝臓週間」ではB型・C型肝炎ウイルス検査について周知し、夜間検査の呼びかけを行った。	・肝炎検査12件(夜間検査0件)	がんに関連するウイルス対策等について、肝炎ウイルス検査や子宮頸がん予防(HPV)ワクチンの普及啓発等の感染予防対策に引き続き取り組みます。
	3	市と連携を図りながら、住民に対してがん検診受診の普及啓発を引き続き行い、自治会等の地域組織や各種推進員による受診勧奨の推進を支援します。 また、多くの人が受診しやすくなるよう、各市や事業所の受診機会の拡大を促進し、がん検診及び精密検査の受診率を引き上げ、がんの早期発見に努めます。	・健康かごしま21南薩地域推進協議会を開催し、各関係機関へ県及び管内のがん死亡率や市が実施しているがん健診受診率等の情報を提供した。また、健診受診者の喫煙状況や飲酒、運動の実施状況等についても情報を提供した。	・健康かごしま21南薩地域推進協議会を開催(令和7年10月30日)	市と連携を図りながら、住民に対してがん検診受診の普及啓発を引き続き行い、自治会等の地域組織や各種推進員による受診勧奨の推進を支援します。 また、多くの人が受診しやすくなるよう、各市や事業所の受診機会の拡大を促進し、がん検診及び精密検査の受診率を引き上げ、がんの早期発見に努めます。
	4	一人ひとりの患者に必要な治療やケアを提供するため、拠点病院等や在宅療養支援診療所等の医療機関、薬局、訪問看護ステーション、歯科などの多職種連携によるチーム医療を促進します。			一人ひとりの患者に必要な治療やケアを提供するため、拠点病院等や在宅療養支援診療所等の医療機関、薬局、訪問看護ステーション、歯科などの多職種連携によるチーム医療を促進します。
脳卒中	1	「健康かごしま21」や「県循環器病対策推進計画」に基づき、市や医師会等の関係団体と連携しながら、脳卒中の発症予防となるバランスの取れた食事、適度な運動、睡眠時間の確保、ストレスコントロール、禁煙、節度ある飲酒などの正しい知識と早期治療につながる為の普及・啓発に努めます。	・健康かごしま21南薩地域推進協議会を開催し、各関係団体が行っている「健康かごしま21(令和6年度～令和17年度)の基本的な方向」に基づいた施策の共有を行った。	・健康かごしま21南薩地域推進協議会を開催(令和7年10月30日)	「健康かごしま21」や「県循環器病対策推進計画」に基づき、市や医師会等の関係団体と連携しながら、脳卒中の発症予防となるバランスの取れた食事、適度な運動、睡眠時間の確保、ストレスコントロール、禁煙、節度ある飲酒などの正しい知識と早期治療につながる為の普及・啓発に努めます。
	2	脳卒中を疑うような症状に対する知識を持つことで、早期治療開始につながるよう、地域住民へのFASTの普及啓発に努めます。	・健康かごしま21南薩地域推進協議会を開催し、各関係団体が行っている「健康かごしま21(令和6年度～令和17年度)の基本的な方向」に基づいた施策の共有を行った。 ・地域の健康づくり応援団体・事業所や職場の健康づくり賛同事業所に「健康かごしま21通信」を送付し、地域住民へのFASTの普及啓発を行った。	・健康かごしま21南薩地域推進協議会を開催(令和7年10月30日) ・健康かごしま21通信 年6回(2か月に1回)、職場の健康づくり賛同事業所(67事業所)、健康かごしま21南薩地域推進協議会委員(南薩地域振興局保健福祉環境部長を除く15委員)、地域の健康づくり応援団体・事業所(19か所)、管内市健康増進関係課(4課)に配信	脳卒中を疑うような症状に対する知識を持つことで、早期治療開始につながるよう、地域住民へのFASTの普及啓発に努めます。
	3	発症後、できるだけ短い時間で専門的な診療が可能な医療機関への救急搬送を行い、速やかに専門的な治療ができる体制の構築を促進します。	・保健医療福祉協議会において、速やかな救急搬送及び専門的な治療ができる体制の構築について意見交換を行った。	・南薩地域保健医療福祉協議会を開催(令和8年2月27日)	発症後、できるだけ短い時間で専門的な診療が可能な医療機関への救急搬送を行い、速やかに専門的な治療ができる体制の構築を促進します。
	4	急性期から回復期・維持期を経て在宅医療に至るまで、多職種による多面的・包括的な切れ目のない連携体制の充実を促進します。	・医療と介護の提供を切れ目なく行うことができる連携体制の構築を図るために、会議を開催し、医療と介護の連携強化を行った。	・医療・介護合同会議を開催(令和8年1月19日)	急性期から回復期・維持期を経て在宅医療に至るまで、多職種による多面的・包括的な切れ目のない連携体制の充実を促進します。

「施策の方向性」(現行)		現状分析			「施策の方向性」(案)
5疾病	番号	現行	令和7年度の取組内容	令和7年度の実績	修正理由 及び 中間見直しにかかる素案
心 心 血 筋 管 梗 塞 等 の 疾 患	1	「健康かごしま21」や「県循環器病対策推進計画」に基づき、心筋梗塞等の心血管疾患の危険因子となる高血圧、糖尿病、脂質異常症、メタボリックシンドローム、喫煙、ストレス等の改善など発症予防についての情報提供に努めます。	・「健康かごしま21通信」を2か月に1回、関係機関に配布し、喫煙や高血圧等の改善など発症予防について情報提供した。	・健康かごしま21通信 年6回(2か月に1回)、職場の健康づくり賛同事業所(67事業所)、健康かごしま21南薩地域推進協議会委員(南薩地域振興局保健福祉環境部長を除く15委員)、地域の健康づくり応援団体・事業所(19か所)、管内市健康増進関係課(4課)に配信	「健康かごしま21」や「県循環器病対策推進計画」に基づき、心筋梗塞等の心血管疾患の危険因子となる高血圧、糖尿病、脂質異常症、メタボリックシンドローム、喫煙、ストレス等の改善など発症予防についての情報提供に努めます。
	2	心筋梗塞等の心血管疾患を疑うような症状に対する知識と早期治療開始の必要性について、地域住民への啓発等に努めます。			心筋梗塞等の心血管疾患を疑うような症状に対する知識と早期治療開始の必要性について、地域住民への啓発等に努めます。
	3	発症後、できるだけ短い時間で専門的な診療が可能な医療機関への救急搬送を行い、速やかに専門的な治療ができる体制の充実を促進します。	・保健医療福祉協議会において、速やかな救急搬送及び専門的な治療ができる体制の充実について意見交換を行った。	・南薩地域保健医療福祉協議会を開催 (令和8年2月27日)	発症後、できるだけ短い時間で専門的な診療が可能な医療機関への救急搬送を行い、速やかに専門的な治療ができる体制の充実を促進します。
	4	急性期から回復期・維持期を経て在宅医療に至るまで、多職種による多面的・包括的な切れ目のない連携体制の整備を促進します。	・医療と介護の提供を切れ目なく行うことができる連携体制の構築を図るために、会議を開催し、医療と介護の連携強化を図った。	・医療・介護合同会議を開催(令和8年1月19日)	急性期から回復期・維持期を経て在宅医療に至るまで、多職種による多面的・包括的な切れ目のない連携体制の整備を促進します。
糖 尿 病	1	糖尿病の発症には、生活習慣が大きく関与し、また放置すると様々な合併症を引き起こすことから健康診査の受診や生活習慣の改善による疾病予防のための情報提供に努めます。	・「健康かごしま21通信」を2か月に1回、関係機関に配布し、生活習慣の改善に関する情報提供を行った。	・健康かごしま21通信 年6回(2か月に1回)、職場の健康づくり賛同事業所(67事業所)、健康かごしま21南薩地域推進協議会委員(南薩地域振興局保健福祉環境部長を除く15委員)、地域の健康づくり応援団体・事業所(19か所)、管内市健康増進関係課(4課)に配信	糖尿病の発症には、生活習慣が大きく関与し、また放置すると様々な合併症を引き起こすことから健康診査の受診や生活習慣の改善による疾病予防のための情報提供に努めます。
	2	医師、歯科医師、管理栄養士、薬剤師、保健師、看護師等の専門職種が連携して、食生活、運動、定期的な歯科検診、生活習慣の改善等に関する指導や、未治療者への受診勧奨、治療中断者に対する支援を行う体制の充実を促進します。	・市の保健師・管理栄養士等に対して、特定健診・特定保健指導推進研修(地区別フォローアップ研修)を行い、継続した保健指導を行うための知識や技術の向上を行った。	・地区別フォローアップ研修を開催 (令和7年12月1日)	医師、歯科医師、管理栄養士、薬剤師、保健師、看護師等の専門職種が連携して、食生活、運動、定期的な歯科検診、生活習慣の改善等に関する指導や、未治療者への受診勧奨、治療中断者に対する支援を行う体制の充実を促進します。
	3	糖尿病の慢性合併症(糖尿病性網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病性神経障害、歯周病等)の早期発見や治療を行うため、かかりつけ医と合併症の専門医療機関、歯科医療機関との医療連携の促進に努めます。	・健康かごしま21南薩地域推進協議会を開催し、医師、歯科医師、薬剤師等に南薩圏域の現状について情報共有を行い、連携を行った。	・健康かごしま21南薩地域推進協議会を開催 (令和8年10月30日)	糖尿病の慢性合併症(糖尿病性網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病性神経障害、歯周病等)の早期発見や治療を行うため、かかりつけ医と合併症の専門医療機関、歯科医療機関との医療連携の促進に努めます。
精 神 疾 患	1	精神科医療機関や関係機関が連携しながら、患者の状態に応じた精神科医療の提供、早期退院に向けての退院支援、地域生活の継続支援など必要な精神科医療が提供される体制の整備を促進します。	・精神科医療機関や関係機関の連携のもと、精神障害者の地域生活への円滑な移行促進することを目的とした実務者会議等を開催し、関係者間で地域移行・定着サービスやピアサポーターを活用した取組を実施した。	・南薩圏域精神障害者地域移行・地域定着推進会議の開催(令和8年3月11日) 参加者 27人(事業所、病院、行政関係者等) 内容 取組報告、意見交換等 ・家族支援教室の実施(令和8年2月24日) 参加者 16人(家族、当事者、支援者) 内容 ピアサポーターによる体験談発表等 ・家族会支援 南薩地区精神保健福祉推進の会(南風会)への後方支援を実施。(毎月第4火曜日、加世田保健所で開催) ・ピアサポーターの養成・活動支援 事業者が実施する養成研修会への参加を促進するとともに、家族会や研修会での体験談発表を通じて、精神障害者に対する正しい知識の普及啓発に取り組んだ。	精神科医療機関や関係機関が連携しながら、患者の状態に応じた精神科医療の提供、早期退院に向けての退院支援、地域生活の継続支援など必要な精神科医療が提供される体制の整備を促進します。
	2	心の健康に関心をもち、不調を感じた時は、保健所や各市、精神保健福祉センター等の相談機関やかかりつけ医、専門医療機関に相談できるようメンタルヘルス対策に努めます。	・精神障害者本人やその家族からの相談に応じるとともに、精神保健福祉相談医による相談会を開催した。	・精神保健福祉相談医による相談会の開催 令和7年度 4回開催 相談件数 9件 ・保健師による相談対応 面接81件、電話655件 ※延べ	心の健康に関心をもち、不調を感じた時は、保健所や各市、精神保健福祉センター等の相談機関やかかりつけ医、専門医療機関に相談できるようメンタルヘルス対策に努めます。

「施策の方向性」(現行)		現状分析			「施策の方向性」(案)
5疾病	番号	現行	令和7年度の取組内容	令和7年度の実績	修正理由 及び 中間見直しにかかる素案
精神疾患	3	地域保健と産業保健、学校保健と連携し、メンタルヘルスに関する知識の普及啓発を推進し、人々の各ライフステージや生活の場に応じたこころの健康の保持・増進に努めます。	・管内の医療機関、事業者、学校、行政関係者等で構成される地域自立支援協議会等を活用し、メンタルヘルスに関する知識の普及啓発を推進した。	・管内各市自立支援協議会精神部会への参加 計13回	地域保健と産業保健、学校保健と連携し、メンタルヘルスに関する知識の普及啓発を推進し、人々の各ライフステージや生活の場に応じたこころの健康の保持・増進に努めます。
	4	誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を図るため、各市が取り組む自殺対策計画の策定・実施を支援するとともに、保健・医療・福祉・教育等と連携して、自殺対策の推進に努めます。	・管内の関係機関に対し、自殺未遂者や希死念慮のある人への対応や、関係機関との連携について研修会・連絡会を実施した。	・自殺未遂者支援研修会・自殺対策連絡会の開催 (令和8年2月25日) 参加者 33人(病院、警察、消防、行政等)	誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を図るため、各市が取り組む自殺対策計画の策定・実施を支援するとともに、保健・医療・福祉・教育等と連携して、自殺対策の推進に努めます。
	5	自殺対策を支える人材の育成や、地域におけるネットワークの強化及び住民への啓発と周知を図り、より効果的な自殺対策の推進に努めます。	・自殺対策を支える人材の育成や地域におけるネットワークの強化及び住民への啓発と周知を図るため、研修会や広報活動等を行った。	・こころのケアスタッフ養成研修会・フォローアップ研修会の開催(令和7年9月27日) 参加者 57人(医療福祉専門職等) ・ゲートキーパー養成研修会の開催 (令和7年12月24日) 参加者 26人(小中高等学校教職員等) ・自殺予防週間(9/10～16)や自殺対策強化月間(3月)のポスター掲示等による住民への啓発・周知	自殺対策を支える人材の育成や、地域におけるネットワークの強化及び住民への啓発と周知を図り、より効果的な自殺対策の推進に努めます。
	6	救急告示医療機関及び精神科医療機関、各市、警察等と連携し、自殺未遂者を把握し、適切な支援につなげ、自殺の再企図の防止に努めます。また、自殺未遂者に関する情報提供のツール「こころの連携通信」の運用を促進します。	・救急告示医療機関及び精神科医療機関、各市、警察等と連携し、自殺未遂者の把握に努めるとともに、適切な支援につなげるため、所内検討会を実施した。また、自殺未遂者に関する情報提供ツール「こころの連携通信」を毎月発行した。	・自殺未遂者等所内検討会の開催(偶数月) ・R7年度自殺未遂者支援件数 6件 ・「こころの連携通信」(自殺未遂者の報告件数や支援状況等を掲載)の発行 毎月1回	救急告示医療機関及び精神科医療機関、各市、警察等と連携し、自殺未遂者を把握し、適切な支援につなげ、自殺の再企図の防止に努めます。また、自殺未遂者に関する情報提供のツール「こころの連携通信」の運用を促進します。